

様式第 12 号 (第 11 条関係)

工事受託契約書

1. 受託工事名

2. 履行場所 鳥羽市 地内

3. 履行期限 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4. 負担額 金 円也
(内消費税及び地方消費税額 円)

内訳	受託料	円
	水道施設費の拡充分担金	円
	放水及び洗管用水量	円

上記の受託工事(以下「工事」という。)について、委託者(以下「甲」という。)と受託者鳥羽市水道事業鳥羽市長 (以下「乙」という。)とは、次の条項により受託契約を締結する。

(工事の仕様書及び図面)

第 1 条 本工事は別添仕様書及び図面に基づき、乙が受託施行するものとする。

(負担金の支払い及び着工)

第 2 条 甲は工事に先立ち、乙に対し受託料(工事費+事務費)の全額を平成 年 月 日までに乙に支払うものとし、乙は甲より負担額の全額を受理したとき、すみやかに工事に着手するものとする。

(設計変更等)

第 3 条 工事施工中、止むおえぬ事情により設計を変更するときは、あらかじめ甲、乙協議して決定するものとする。

2 乙は、正当な理由があるときは、甲と協議のうえ履行期限を延長することができる。

(完成報告)

第 4 条 乙は、工事が完成したときは甲に対して工事完成報告書を提出するものとする。

(負担金の精算)

第5条 乙は甲に対して負担額のうち受託料の精算額を報告するものとし、精算の結果、甲より予納されている金額を超えるときは、乙は甲に対して不足額を請求し、甲は乙に対して請求額の支払いを行うものとする。また、精算額が甲より予納されている金額に満たない場合は、乙は甲に対してその差額を還付するものとする。

(損害の負担)

第6条 工事の施行に伴う損害は、甲の責に帰する場合はすべて甲が負担するものとし、それ以外の損害については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。また、工事の施行に伴う苦情等については、すべて甲、乙協議のうえ処理するものとする。

(施設等の帰属)

第7条 この契約により竣工した水道施設等の帰属については、原則として工事完成検査合格の翌日から、乙に帰属するものとする。

(その他)

第8条 本工事は、鳥羽市建設工事執行規則に定めるところによるほかその他必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲 委託者 住所
氏名

乙 受託者 住所 鳥羽市大明東町1番6号
氏名 鳥羽市水道事業
鳥羽市長